

飼料添加物に関する食品健康影響評価指針に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年3月3日～令和3年4月1日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>・薬剤や添加物を与えなければならない、あるいは成長を促進するために薬剤を投与するような家畜は自己免疫力が落ちています。そのような「不健康な育て方をされた家畜」を食するヒトも不健康になりかねません。それは、現在の科学では解明されていなくてもリスクがあることは想定されます。そのような人工物を与えず、のびのびと育てることを推進させるためにも、人工物の投与は原則禁止すべきです。</p> <p>・また、家畜そのものへの「添加物や薬剤、残留農薬の複合影響」も全く考慮されていません。国際的に無視して構わないと言われているからとか、評価方法が確立されていないなどと言いついていないで、早急に複合影響を見極めてください。複合影響がわからないまま、これからも単品で次から次に使用が認められていくと、家畜もそれを食するヒトも病んでいくのではないかという不安がつきまといまいます。</p> <p>・安全係数については、基本を100とし、状況により追加したりするとのことだが、添加物等のトータルの種類や量が増えている現状、複合影響を見ないというのであれば、基本の数字を1000に設定し、安全を図るべきではないか？</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。食品の安全については、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されることが必要です。食品安全委員会は、このような考え方の下、引き続き、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて食品健康影響評価を行ってまいります(食品安全基本法第5条、第11条第3項)。</p> <p>安全係数については、種間及び個体間の差異を考慮し、100を基本としています。これは不変のものではなく、毒性の特性、試験成績等を踏まえて設定することになっています。肥料・飼料等専門調査会においても、追加の安全係数を採用した事例があります。</p> <p>複数の化合物へのばく露については、現段階では、JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) や JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>飼料添加物の使用に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省及び農林水産省へお伝えします。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。